

広報 佐井村定期演奏会

発行・編集/〒039-4711
青森県下北郡佐井村
佐井村役場 総務課
TEL : 0175(38)2111
FAX : 0175(38)2492

2006 (平成18年)
12
No. 448

11月12日(日) 第27回佐井中吹奏楽部定期演奏会

今月の主な内容

- 佐井村土産会... 2
学習発表会・文化祭・写真会... 6
佐井村の財政状況... 4, 6
文選だより... 11
こちら佐井駅正所... 7
保健師・歯科だより... 8
住民懇親会から... 9
11月の出来事... 10
除雪作業にご理解ご協力を... 11
おねらせ・募集コーナー... 12, 13
戸籍の窓口・問い合わせ... 14

佐井村の人口

男 **1,388** ($\Delta 4$) 計 **2,750** ($\Delta 8$)
女 **1,362** ($\Delta 4$) 世帯数 **1,056** ($\Delta 2$)
() 内は前月比

10月31日現在



第17回佐井村郷土芸能発表大会

11月5日(日)、アルサスしおさいホールで、第17回佐井村郷土芸能発表大会が開催されました。今大会は、村内より郷土芸能団体8団体が出演したほか、目名神楽会(東通村)の特別出演もあり、観客が会場からあふれるほどの盛況でした。

功労者感謝状贈呈



磯谷敬神会「つきあげ三番叟」



長後神楽会「神楽(平獅子)」



福浦若者会「昔神楽」



大佐井青年会「祭囃子」



原田共済会「神楽(平獅子)」



古佐井共済会「祭囃子」



牛滝若者組「元禄牛滝三味線唄踊り「八百屋お七」」



矢越若者会「神楽(平獅子)」



目名神楽会(東通村)「踊り獅子(七琴調)」



各学校学習祭会・文化祭・学芸会

低学年ゆうぎ「エイサー・ケチャンバ！」
ハッピ姿も勇ましく元気一杯踊りました



高学年劇「火垂るの墓」
迫真の演技に会場は涙 涙



佐井小学校

10月5日(日)

キャスト・スタッフ一丸となり
好演・熱演のステージに惜しみない拍手



閉会セレモニーを終え、満ち足りた
笑顔でのクライマックスショット



佐井中学校

10月22日(日)

ねじりハチマキそろいのハッピ
群読とゆうぎ



3人で演じた「大岡越前」、大岡の
裁きを受ける母と子、迫真に迫る演技！



福浦小中学校

10月22日(日)

小・中学生全員で取り組んだ
劇「安寿と厨子王」の一場面



冬のソナタのテーマ曲
会場の皆さんがとても喜んでくれました



生瀬小中学校

10月21日(土)

佐井村の財政状況

平成18年度予算上半期の執行状況

佐井村の家計簿とも言える「財政のお知らせ」は、村民の皆さんに財政状況を広く知っていただきため、佐井村財政事情書の作成及び公表に関する条例により、年2回、公表しているものです。

今回は、平成18年度予算の上半期（平成18年4月1日から同年9月30日）までの執行状況や、その他財産等に関する事項についてお知らせします。

歳入と歳出の執行状況

- Q. 平成18年度は、もう8ヶ月過ぎたけど、現状はどうなの？
A. 平成18年9月30日現在の一般会計の予算執行状況は、歳入については予算額23億8,713万円に対し、収入済額は11億3,231万円で、収入率は47.4%となっています。
Q. このうち、村税は、どうなっているの？
A. 歳入のうち村税については、予算額1億3,154万円に対し、収入済額は7,410万円で、収入率は、56.3%となっています。
また、支出については、支出済額10億4,499万円で、執行率は43.8%となっています。

一般会計の執行状況（歳入）

執行状況には、平成17年度からの繰り越し事業費を含んでいます。

区分	予算現額(A)	収入済額(B)	収入率(B/A)
村 税	1億3,154万円	7,410万円	56.3%
地 方 交 付 税	13億3,671万円	9億275万円	67.5%
国 庫 支 出 金	1億2,434万円	3,439万円	27.7%
県 支 出 金	2億288万円	2,422万円	11.9%
繰 入 金	830万円	0円	0.0%
諸 収 入	2億9,306万円	1,476万円	5.0%
村 債	1億7,440万円	1,030万円	5.9%
そ の 他	1億1,590万円	7,179万円	61.9%
合 計	23億8,713万円	11億3,231万円	47.4%

一般会計の執行状況（歳出）

歳出の執行状況にも、歳入のように平成17年度からの繰り越し事業費を含んでいます。

区分	予算現額(A)	支出済額(B)	執行率(B/A)
総 務 費	3億5,783万円	1億6,613万円	46.4%
民 生 費	2億9,577万円	1億1,457万円	38.7%
衛 生 費	4億1,709万円	1億1,106万円	26.6%
農 林 水 産 業 費	2億4,190万円	8,590万円	35.5%
商 工 費	5,263万円	3,826万円	72.7%

区分	予算現額(A)	支出済額(B)	執行率(B/A)
土木費	5,440万円	772万円	14.1%
消防費	9,610万円	4,861万円	50.6%
教育費	1億5,008万円	6,795万円	45.2%
公債費	4億2,742万円	1億6,157万円	37.8%
その他の	2億9,391万円	2億4,322万円	82.8%
合計	23億8,713万円	10億4,499万円	43.8%

□ 特別会計の執行状況

佐井村の場合、特別会計には簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計があります。

区分	予算現額	収入済額	支出済額
簡易水道事業	1億3,488万円	2,210万円	6,556万円
下水道事業	2億7,919万円	234万円	4,929万円
国民健康保険事業	4億1,637万円	1億923万円	1億7,398万円
老人保健	3億9,139万円	1億4,235万円	1億5,133万円
介護保険	2億2,843万円	8,759万円	9,788万円
合計	14億5,026万円	3億6,361万円	5億3,804万円

□ 村有財産と村債の状況（平成18年9月30日現在）

Q. ところで、村の財産や借金はどうなの？

A. 村が持っている土地や建物も財産と言えます。逆に負債となる借金（＝村債）もあります。詳しくは、下の表でそれぞれの残高が分かります。

□ 村有財産の状況

区分	現在高
土地	637,172m ²
山林	151,029m ²
建物	38,820m ²
出資による権利	37,603千円
有価証券	130,779千円
債権	0千円
基金	765,490千円
財政調整基金	16,328千円
村債管理基金	42,987千円
水産振興基金	622,041千円
その他	84,134千円

□ 村債の残高

区分	現在高
一般会計	3,310,297千円
簡易水道事業	756,035千円
下水道事業	1,144,598千円
合計	5,210,930千円
一時借入金	200,000千円



交通安全関連表彰で各賞を受賞

10月24日(火)、ぱ・る・るプラザ青森で、「平成18年交通安全青森県民大会」が開催され、当村から、牛滝地区交通安全母の会の大畠聖子さんが、平成18年度青森県交通安全母の会連合会長・青森県警察本部長連名表彰を、また、平成18年交通安全ポスタークールにおいて、小学生の部で、牛滝小学校6年坂井満さん、中学生の部で、佐井中学校3年吉田眞永くんが、それぞれ銅賞を受賞しました。

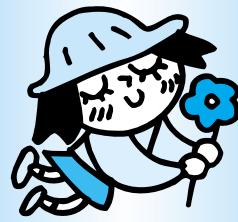
平成18年度青森県交通安全母の会連合会長 ・青森県警察本部長連名表彰



永年にわたり、佐井村交通安全母の会会員として、交通事故の撲滅、児童生徒の交通事故の未然防止に努め、更に、結成当時から各種交通安全啓発活動に尽力され、交通安全思想の普及・高揚に貢献。

活動の重点となっている、「組織の拡大と充実及びリーダーの育成」、「会員意識の向上と『みんなですすめる交通安全』の末端浸透」、「子ども・若者及び高齢者の交通事故防止」等について、常に先頭に立ち、会員の模範となっている。

交母だより



佐井村
交通安全母の会

みんなで続けていこう！

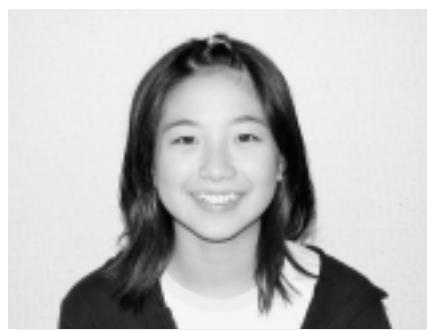
交通死亡事故ゼロ
次の目標は3,500日

記録

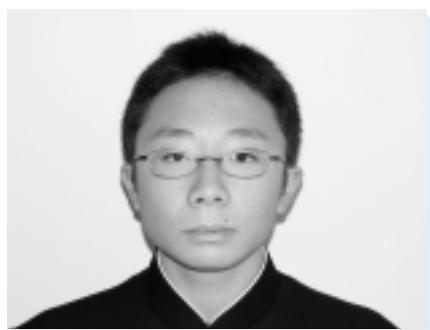
3,283日

(12/1現在)

平成18年交通安全ポスタークール優秀賞



小学生の部 銅賞
牛滝小学校6年 坂井 満さん



中学生の部 銅賞
佐井中学校3年 吉田 真永くん

早めの点灯で歩行者に車の存在を知らせよう！

12月の早め点灯時間は午後3時です。

冬の交通安全県民運動

12月11日～20日

この時期は、積雪、凍結路面でのスリップ事故が多発するほか、忘年会など飲酒する機会が多くなり、飲酒運転などの無謀運転が懸念されます。

村民一人ひとりが、交通ルール・交通マナーを守り交通事故防止に努めましょう。

○飲酒運転の根絶

飲酒運転四（し）ない運動

- 1. 運転するなら酒を飲まない
- 2. 酒を飲んだら運転しない
- 3. 運転する人に酒を勧めない
- 4. 酒を飲んだ人に運転させない



○高齢者の事故防止

高齢者等には、思いやり運転に努めましょう

○冬道の安全運転

1割のスピードダウン 2倍の車間距離 3分早めの出発

○夕暮れ時の早目点灯の推進

12月の早目点灯目安時刻は午後3時です

スローガン～つい一杯 鈍る判断 待つ地獄～

年末年始の犯罪・事故を防止しよう

地域住民が安心して安全な新年を迎えることができるよう平成18年12月15日から平成19年1月5日までの間、地域住民、自治体、民間ボランティアなど警察が協力して「年末年始特別警戒」を実施します。

犯罪のない、安心して暮らせる社会実現のためには、住民の皆さんとの協力が不可欠です。

そのため、住民の皆さんは次の点に気をつけましょう。

☆強盗に対する防犯対策

金融機関、コンビニエンスストアなどは、防犯対策や被害にあったときの対処方法を普段から意識しておきましょう。

～防犯ビデオ、カメラの設置、警戒員の配置など

☆侵入犯罪の防犯対策

侵入に5分以上かかると犯行をあきらめるという調査結果がありますのでしっかり鍵をかけましょう。

～センサーライト、防犯アラームを活用しましょう

☆その他の防犯対策

車上狙いや自動車盗など

～車内に貴重品を置かない。キーを抜きドアロックをしましょう

おれおれ詐欺や架空請求詐欺など

～振り込む前に確認し、警察などに相談しましょう

☆交通事故防止対策

年末の慌ただしい時期で危険性が高くなります。

～ゆとりを持った運転に心がけ、飲酒運転は絶対にやめましょう



犯罪はみんなのスキを狙っています。

しっかり防犯して明るく楽しい新年を迎えましょう。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10日～12月16日

北朝鮮による拉致問題をはじめ北朝鮮当局による人権侵害問題に対する関心と認識を深めましょう

駐在日誌～10月中の事件・事故概況～

【事 件】 自動販売機荒らし 2件 矢越（願掛） 【事 故】 事故の発生はありませんでした

事件・事故には遭わないよう、起こさないよう、みんなで気をつけましょう。

ノロウイルスに注意しましょう

食中毒は夏の暑い季節にしか起こらないと思っていませんか。実は、秋から冬にかけて、もうひとつの食中毒のピークがあります。この時期に起こる食中毒の多くはウィルスによるもので、代表的なものとしてノロウイルスがあります。つい油断しがちな季節ですが、食品の衛生管理や手洗いなどで予防しましょう。



保健師だより

ノロウイルスって何？

人にだけ感染し、人以外の生物や食材の中で増殖することはできません。人から人への感染を防ぐために、手洗いやうがいなどを頻繁に行なうことが大切です。



どうすれば防げるの？

1. 食品対策

生ものは極力避け、食品の中心部まで85°Cで1分以上加熱する。

2. 手洗い

調理前後、トイレやおむつ交換、ペットを触った後は必ずせっけんでよく洗う。指輪や時計などははずして洗います。

3. 調理器具の清潔

調理器具の使用後は時々、塩素系漂白剤にひたして殺菌する。

4. 汚物処理

嘔吐物、糞便を処理するときは、手袋やマスクを着用し、周りを汚染させない。

原因になる食品は？

原因食品の多くは、カキなどの貝類ですが、生ものや加熱が不十分な加工食品などからも感染します。

例) 野菜サラダ、サンドイッチ
ケーキ、和え物、生ガキ

どんな症状？

発熱、腹痛、下痢、吐き気、
嘔吐、頭痛など

症状がでた時は？

1. 安静にする

2. 嘔吐や下痢が激しいときは水分補給を十分して脱水症状を防ぐ

3. 素人判断で下痢止めや吐き気止めを飲まない！

4. かぜと似た症状の場合も勝手に判断して風邪薬を飲まない！

※3,4はどちらも悪化させる危険があるので絶対に止めましょう

5. 寒気や手足が冷えているときは暖める

自己判断せずに思い当たる症状があったら受診しましょう

ちょっと一品

鶏肉のじぶ煮 ~高血圧のための塩分控えめメニュー~

エネルギー102Kcal 塩分0.9g

材 料：鶏胸肉（皮なし）120 g 酒大さじ2 小麦粉6 g 大根60 g
(2人分) にんじん・生しいたけ各20 g だし汁100 g みりん・しょうゆ各12 g

作り方：①鶏肉は一口大のそぎ切りにし、酒をふりかけておきます。

②大根、にんじんは短冊切り、生しいたけは軸を切り落とし薄く切れます。

③鍋にだし汁と②を入れて火にかけ、煮立ったら火を弱めて5～6分煮て、みりんとしょうゆを加えます。

④鶏肉の汁気をきって小麦粉をまぶし、③の煮汁に1切れずつ入れて5分ほど煮ます。

歯科だより

むし歯は『食』生活習慣病 ~むし歯はどうしてできるのでしょうか?~

むし歯はむし歯菌（ミュータンス菌）の感染によって起こると思われています。しかし、実際はむし歯菌はほとんどの人の口の中にいますし、むし歯菌がいてもむし歯が発生しない例が多くみられます。また、むし歯菌の数とむし歯の発生の関係もはっきりしません。むし歯は、他の感染症と呼ばれる多くの病気とは性質が違います。ですから、たとえお母さんの口から子どもの口の中にむし歯菌が感染してもすぐにむし歯になることはないのです。口の中以外の常在菌もお母さんや生活を共にする家族から受け継いでいるものです。

また、歯垢の中で酸を作るのはむし歯菌だけというイメージがありますが、普通の人の歯垢中にはむし歯菌は1%以下です。一方、甘い物を食べたりや間食をする回数（量ではない）とむし歯の発生には明瞭な関係がみられます。実際むし歯菌以外の細菌が酸を作り、歯が溶け出す5.5以下のpHにします。

結局、むし歯はむし歯菌による感染症と捉えるよりは、糖の不適切な摂取による食生活習慣病と考える方が理解しやすいと思います。

住民福祉課から

不法投棄廃棄物撤去活動

青森県産業廃棄物協会下北支部では10月18日、福浦地区（釜沢付近）において、不法投棄廃棄物の撤去作業を実施しました。

不法投棄されていた廃棄物のほとんどは腐食が激しかったため、投棄者等は確認できませんでしたが、人力では撤去できないほどの大きいごみも大型重機で全て撤去し、もとの姿に戻すことができました。（撤去した廃棄物は7t程度）

本活動は『あおもり循環型社会推進協議会』が行う事業の一環として実施したもので、地域住民の意識啓発を図ることを目的とし県内全域で行われています。

ごみの不法投棄は周辺環境への悪影響、美観の低下を引き起こす悪質な行為であり、近年、それに対する警察等関係機関の取締りや罰則も強化されております。

今後も関係機関と連携のもと、巡回パトロールなど未然防止に重点をおいていきたいと考えております。

佐井村は豊かな自然と環境に恵まれています。佐井村に住んでいる人、佐井村を訪れた人が気持ちよく過ごせるよう、不法投棄は絶対にしないようにしましょう。



※ 廃棄物を投棄するのは簡単ですが、撤去するのは簡単ではありません！

国民年金だより

役場住民福祉課 ☎ ⑩2111

青森社会保険事務局
むつ事務所 ☎ ⑧2278

電話による納付のご案内をしています

国民年金保険料の納め忘れがあると、将来受ける老齢基礎年金を受けられなくなったり減額されたり、万が一の障害・遺族基礎年金を受けられないことがあります。

社会保険事務所では国民年金保険料の納め忘れを防ぎ、皆様の大切な受給権を確保するために、納付期限を過ぎても保険料をまだ納めていない方を対象に電話による納付のご案内をしています（土・日・休日も実施）。

なお、電話による納付のご案内では、個人情報を聞き出すということはありません。社会保険事務所職員を装って個人情報を聞きだそうとする不審な電話が発生しているが、「あやしい？」と思ったらすぐに回答せず、お近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

戸別訪問による納付のご案内をしています

年金を受けている方が新たな年金を受ける権利を得ることができます。しかし、1人で2つ以上の年金を受けとることは原則としてできませんので、いずれか1つの年金を選択しなければなりません。このような時に「年金受給選択申出書」を提出します。

この「年金受給選択申出書」の提出が遅れると過払いが生じて後で返していただくことになりますので、2つ以上の年金を受けとることができるようにになった時は、お早めに「年金受給選択申出書」を提出してください。

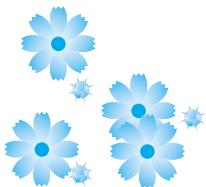
ただし特例として、65歳以上の方は、障害基礎年金と老齢厚生年金、または障害基礎年金と遺族厚生年金の併給が可能です。この場合も「年金受給選択申出書」の提出が必要です。

詳しくはお近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

◆村県民税(4期)、固定資産税(4期)の納期は**12月25日(月)**です。
◆介護保険料(4期)は、**12月28日(木)**です。忘れずに納入しましょう！



11月の出来事



平成18年度 佐井村敬老会

10月30日(月)、アルサスを会場に平成18年度佐井村敬老会が開催されました。今年度は諸般の事情により年齢を75歳以上へ引き上げましたが、約120名の方が参加されました。当日は、大間警察署交通課長より高齢者の交通安全に関するお話しをしていただき、その後、佐井村保育所園児による神楽や元気いっぱいの踊り、佐井婦人会による余興、参加者の皆さんの自慢の歌声などで和やかな雰囲気のなか楽しい1日を過ごしました。



138周年灯台記念日 航行援助業務協力者に対する表彰

11月1日(水)、青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸において、佐井村漁業協同組合は、佐井村付近を通航する船舶の安全のため、15年以上にわたり灯台の灯火監視に従事する等、航行援助業務に多大な協力のあった功績が認められ、第二管区海上保安部長より感謝状が贈られ、青森海上保安部長から感謝状の伝達が行われました。

灯台記念日とは

我が国における西洋技術を導入した洋式灯台の建設が、明治元年11月1日、神奈川県横須賀市にある観音崎灯台の起工に始まりました。灯台業務の開始を記念するため同灯台起工日である明治元年11月1日に因んで11月1日を「灯台記念日」と定めています。今年は、明治元年から138周年を迎えます。



佐井小PTAがAED使用法学ぶ

11月9日(木)、佐井小PTA30名がアルサスで、心肺停止状態になった人に電気ショックを与えて救命を図る自動体外式除細動器(AED)を使った心肺蘇生(そせい)法実技講習会を行いました。



講習会は、真剣な面持ちで、適切・迅速な対応ができるよう、AEDの使用手順を学びました。PTAからは「AEDに初めて触れたが、操作方法を覚えることができた。いざという時に役立てたい」と声が出ていました。

平成18年度 コミュニティ助成事業

宝くじの普及広報を図るため、財団法人自治総合センターが行っているコミュニティ助成事業により、大佐井青年会(郷土芸能団体)は、「山車蔵」を新築しました。また、佐井村子ども会育成連合会は、「子どもねぶた」を製作しました。

これらは、今後、祭りの保存・伝承や子ども会の活動のために有効に活用されます。



国道、県道、村道及び公共施設の除雪作業にご理解ご協力を!

下北地域県民局地域整備部及び佐井村では道路等公共施設の除雪作業を行います。

例年行っている除雪作業では、交通事故防止のための安全確認、作業事故防止のための機械機具点検を行い円滑、安全な除雪作業を確保するため、日夜委託業者を始め行政も努力しておりますが、日常の点検等は道路、公共施設を利用するみなさんのご協力が不可欠であります。

迅速な除雪作業の実施のため、道路の通行時・公共施設の利用時等には次のことにご協力ください。

1. 除雪作業の出動基準は10cm以上です！

除雪作業は、降雪量が10cm以上になった時に行います。また、降雪がなくても吹きだまりにより交通に支障が生じた場合に行います。

2. 玄関前の排雪について！

歩行者等の通行の妨げとなりますので、除雪作業により寄せられた玄関前の雪は、路上に出さず各家庭で処理してください。

3. 排雪場所の確保について！

除雪作業には排雪場所が不可欠です。冬期間使用していない土地等に排雪することができますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

4. 除雪の支障となる立木等について！

除雪作業に支障となる道路にはみ出した立木等は除雪機械の損傷や除雪作業の妨げの原因となりますので、剪定等による処理を行います。

5. 早朝の除雪作業にご理解を！

除雪作業は交通渋滞をひきおこさないために早朝に行われますので、みなさんのご理解をお願いします。

6. 路上への迷惑駐車はやめましょう！

路上への迷惑駐車は除雪作業の妨げになりますので、やむをえない場合を除き路上の駐車はやめましょう。

7. 除雪車には絶対に近寄らないでください！

除雪作業中は、機械の約30m前後の距離が死角となり大変危険です。また、氷塊等の飛散による事故を防止するためにも、除雪車には絶対に近寄らないようにしましょう。

8. 道路に雪を捨てないでください！

車の安全な通行を確保するために、各家庭の雪等を道路に押し出したり、捨てたりしないようにしましょう。

9. 除雪中の道路通行規制にご協力を！

除雪作業を迅速に、かつ安全に進めるために、道路の一時通行止めを実施することがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

10. 除雪直後はスリップしやすくなります！

除雪直後の道路路面は、一時的な圧雪や凍結等により、非常にスリップしやすい状態となりますので、車間距離を確保するなど運転には十分注意しましょう。

11. 道路・側溝等の上には、除雪の障害となる物は置かないようにしてください！

道路・側溝上の障害物は、迅速な除雪作業の支障となります。また、歩行者や車の通行を妨げるなど大変危険ですので、絶対に置かないようにしましょう。

12. 除雪及び凍結抑制剤の散布区間には制限があります！

村道路線であっても、排雪箇所の不足や道路幅が狭いことにより、除雪を実施できない区間もありますのでご協力ください。

また、国・県道においても、凍結抑制剤は急勾配な坂やカーブ付近のみ散布しておりますので、カーブ手前や下り坂での減速、安全運転に心がけて運転しましょう。

☆除雪に関するお問い合わせ先

○国 道・県 道 下北地域県民局地域整備部 道路管理課

☎②8581

○村道・公共施設 佐井村役場 産業建設課 建設係

☎③2111

お知らせ・募集コーナー

自衛官募集相談員



山本 高野



能登 三樹

自衛官募集相談員が更新となり、十月二十六日(木)、次の二名の方に委嘱状が交付されました。委嘱期間は二年です。

農業用免軽油の免軽油 交付申請の受付について

平成十九年に使用する農業用免軽油の免軽油証の交付申請を、次の日程により受付します。

【受付日】
平成十九年一月十日(水)
十一日(木)

【時間】
午前九時三十分から午後三時まで

【場所】
県合同庁舎旧館二階小会議室

※申請書類は、郵送でも受け付けております。

必要なもの

①印鑑
②耕作証明書
③免軽油使用者証

(初めて申請する方を除く。)

※免軽油使用者証の有効期限が平成十九年十二月三十一日以前の方は、右記①～④のほか、青森県収入証紙四百円分が必要です。

※初めて申請する方、使用機械に変更がある方は、右記①～④のほか、使用機械の譲渡証明書、誓約書及び青森県収入証紙四百円分が必要です。

※初回提出の場合は、右記①～④のほか、申請書類の提出(不服申立てに関するものを除く)又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないときは、期日を指定してこれらの期限を延長する制度があります。

災害により、財産に及ぼした損害が非常に大きく、そのために生活に重大な影響があつた場合には、被害の状況等に応じて、今後納付すべき県税を減免する制度があります。

期限の延長

災害により、申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く)又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないときは、期日を指定してこれらの期限を延長する制度があります。

徴収猶予

災害により、県税を一時に納付し、又は納入することができないときは、徴収を猶予する制度があります。

詳しく述べ

下北地域県民局県税部 納税課
電話 ○一七五一一二三一三一〇五

下北地域県民局県税部 課税課
電話 ○一七五一一二一八五八一
内線二〇八

農業委員選挙人名簿申請書提出のお願い

農業委員の選挙人名簿を作成するため、農家の皆さんに「農業委員選挙人名簿登載申請書」を行政連絡員又は補助員を通じて12月中に配布いたします。

申請書は、平成19年1月1日現在の状況を記入押印のうえ、平成19年1月8日(月)までに行政連絡員に提出してください。また、農業委員会事務局でも直接受付けています。

申請書の提出がないときは、選挙資格名簿に登載されませんのでご注意ください。

○登載資格がある方は次のとおりです。

- ◆村内に住所を有し、20歳以上の方(昭和62年4月1日までに生まれた方)で10アール以上の農地を耕作し、年間60日以上耕作に従事している方。
- ◆上記従事者と同居している親族又はその配偶者で耕作従事日数がおむね60日に達する方。

※申請書が配布されない、記入不明な点がある等については、農業委員会へお問合せください。

【電話38-2111 内線23】

年末・年始特別火災予防運動実施中

期間: 平成18年12月28日～平成19年1月3日

今年も残すところわずかとなりました。

年末年始には、来客が多くなり、暖房器具等の取り扱いや、飲酒の機会が多くなりますので火気の取り扱いや、寝タバコには充分注意して、楽しいお正月を過ごしましょう。

※緊急時の消防車の通行に支障をきたす路上駐車がみつけられますので路上駐車しないようお願いいたします。

『消さないで あなたの心の 注意の火』

火事・救急は119 携帯電話からは0175-38-2266
佐井消防分署

物 品 を 売 り ま す !

原田・長後小中学校閉校に伴い、不用になった物品を売りますので、お求めになる方は下記までお越しください。詳細については、役場総務課管財係 山口(38-2111)までご連絡ください。

- 【日】 平成18年12月10日(日) 13:00～15:00
【場所】 津軽海峡文化館アルサス
【主な売払物品】 洗濯機、ストーブ、本等
【その他の】 当日は、アルサスフリーマーケットと一緒に販売します。
お買い求めになった物品は、各自でお持ち帰りください。
(家までの運送等は行いません。)

母子自立支援プログラム 策定事業について

年末年始の休診日

大間病院

12月29日(金)

～

1月3日(水)

むつ総合病院

12月30日(土)

～

1月3日(水)

※救急患者については、
隨時受付いたします

児童扶養手当法の改正により、平成二十年四月から児童扶養手当が減額されることになりました（減額率未定）。県では母子家庭の自立・就労支援のため「母子自立支援プログラム策定事業」を開始しました。母子自立支援プログラム策定員が、自立・就労支援に係る相談をお受けけし、自母子扶養手当を受給してください。

対象となる方

児童扶養手当を受給している方

事業の内容

①母子自立支援プログラム策定員
②児童扶養手当を受給している方
③生活や子育ての状況、自立・就労に向けた課題や障害要因等を把握し、
④自立目標や支援内容の設定など
⑤状況に応じて公共職業安定所との連携による就労支援も行います。

平成十九年度 国有林モニターの募集

一部事務組合下北医療センター 指名競争入札参加者資格審査申請 一月四日～一月二十一日受付け

東北森林管理局では、国有林の管理・運営に皆さんの声を役立てています。そのため、モニターを募集しています。

【募集人員】平成十八年
十一月二十八日(木)まで
平成十九年四月から
平成二十一年三月まで

【募集期間】平成十八年
十一月二十八日(木)まで
平成十九年四月から
平成二十一年三月まで

一部事務組合下北医療センターでは、平成十九年度の指名競争入札参加者資格審査申請を受け付けます。

下北医療センター（東通地区診療所を除く）を構成する各病院・診療所が行う物品購買・建設工事などの指名競争入札に参加を希望する方は、申請してください。

申請して下さい。申請書類は、申請手続きの要項に基づき、それぞれの業種に応じて必要な書類を取りそろえて提出してください。

【その他】アンケートへの回答、国有林モニター会議への出席等
【問い合わせ先】東北森林管理局
国有林モニター係
電話○一八一八三六一三二七四
FAX○一八一八三六一三二七四
詳しくは、東北森林管理局ホームページからご覧いただけます。
<http://www.tohokukokuyurin.go.jp/>

【問い合わせ先】下北地域県民局地域健康福祉部
電話○一八一八三六一三二七四
総室（下北地方福祉事務所）
○一七五七一三一八五八一
(内線二三二五)

労働者・事業主の皆様！ 職場でのトラブル解決を 労働局がお手伝いします！

○無料の「個別労働紛争解決 援助制度」ご利用ください

個々の労働者と事業主の間の解雇、配置転換、賃下げ、セクハラ等の労働関係のあらゆる紛争を対象に無料でご利用いただけます。
詳しくは、青森労働局総務部企画室（一七一七三四一四二一二）又はむつ労働基準監督署（内線二三二五）ください。合労働相談コーナーまでお問合せください。

ホームページURL

<http://www.hospital-mutsu.or.jp>

【問い合わせ先】

〒〇三五一八六〇一

むつ市小川町一丁目一番八号
むつ総合病院総務課契約審査係
電話○一七五一三二一一二一
(内線二三二五)

FAX○一七五一二一四四二九

☆☆☆イルミネーション募金☆☆☆

佐井村の風物詩イルミネーションを継続していくため、募金活動を行うことになりました。皆様のご協力をお願い申し上げます。

～募金箱設置箇所～

アルサス内観光協会・まんじゅうや
なないちまる・彩菓

アルサス活性化協議会からのお知らせ

12月10日(日)

☆☆☆アルサスイルミネーション点灯式☆☆☆

- 13:00～ P R広場にてビデオ鑑賞会（子供向け）
スーパニア内で海産物の即売会
フリーマーケット
 - 16:00～ セレモニー（サンタクロース登場？？）
 - 16:30～ イルミネーション点灯カウントダウン
- ※イルミネーション期間 12月10日～1月5日

詳しくはアルサス活性化協議会事務局（佐井定期観光事務所：TEL 38-2255）まで。

戸籍の窓口

11月15日現在

◎お誕生おめでとう

細間 龍斗(伸也) 長後

◎おくやみ申し上げます

横浜善次郎(浩行) 古佐井
中村ふみゑ(洋子) 矢越
木下 重幸(貴人) 矢越

※個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、係に申し出てください。

満1歳おめでとう!!



東出 実優ちゃん
(隆広さん・恭子さん 磯谷)

今日は何の日?

12月12日 漢字の日

平成7年(1995)のこの日に日本漢字能力検定協会(漢検)が、いいじいちじ(一二一)の語呂あわせで、この日を漢字の日に定めました。毎年、その年の世相を象徴する今年の漢字が全国から募集され、この日に京都の清水寺で発表されます。



故人の主なご歴歴

- | | |
|------------------|---------|
| ◆昭和38年4月～昭和58年1月 | 佐井村議会議員 |
| ◆昭和49年2月～昭和58年1月 | 佐井村議会議長 |
| ◆昭和62年1月～平成3年1月 | 佐井村長 |
| ◆平成7年1月～平成13年3月 | 佐井村長 |
| ◆昭和40年5月～昭和46年5月 | 佐井村監査委員 |



東出昇氏ご冥福をお祈りいたします

勲四等瑞宝章 元佐井村長

東出昇氏が平成十八年九月十一日ご逝去せられました。

故 東出昇氏は、昭和三十八年に村議会議員に当選され、以来、連続五期二十年の永きにわたり、村政に参画されました。

この間、村議会議長、監査委員等の要職を務められ、村政の発展に大きく貢献されました。

その後、佐井村長に就任され、平成十三年三月に退任するまでの三期十年間では、教育の振興や村の歴史・文化の継承、地場産業の発展等に尽力され、地方自治の振興に多大な貢献をされました。

その後、佐井村長に就任され、平成五年四月に地方自治功労として勲四等瑞宝章を受章されました。

この度、生前の功績を称え哀悼の意を表し、故人に「従五位」の位階が叙せられました。

平成十八年十月二十日、ご自宅でご遺族に対し伝達が行われ、太田村長が位記をご靈前に手向けました。

これまでのご尽力に改めて感謝するとともに、安らかに眠る御靈が佐井村の限りない発展に導かれんことをお祈り申し上げ、ご冥福をお祈りいたします。

お詫び

※11月号広報さいのお詫びと訂正

P12【お知らせ・募集コーナー】の上段タイトルの誤り

誤「特別遺族給付金請求のお知らせ」→正「最低賃金が改正されました」

関係各位に深くお詫びいたします。

●各種回数券のお求めは、下記委託販売店をご利用ください。

★佐井観光協会(アルサス内)
★磯谷…東出商店
★長後…滝本商店

お正月の帰省・上京はふるさとバスで!!

■運行日・帰省バス(下北方面)

平成18年 12月28日・29日・30日

上野公園第一駐車場 20:00発

平成19年 1月5日・6日・7日・9日

上野公園第一駐車場 8:00発

■運行日・上京バス(上野方面)

平成18年 12月27日・28日・29日

大畠 7:00発

平成19年 1月3日・4日・5日・7日

大畠 19:00発

旅行企画実施 (有)下北旅行

お問い合わせは 下北交通株式会社

本社 〒035-0041 青森県むつ市金曲1-8-12
☎(0175) 22-3221代 FAX(0175) 23-4682